

秋田市告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

秋田市長 穂積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
60898	新屋豊町18号線	新屋豊町551番9地先		
		新屋豊町551番10地先		
60899	新屋朝日町25号線	新屋朝日町40番14地先		
		新屋割山町100番18地先		
60900	新屋朝日町26号線	新屋朝日町40番15地先		
		新屋割山町100番28地先		
60901	新屋前野町26号線	新屋前野町130番5地先		
		新屋前野町130番8地先		
51066	西潟敷15号線	仁井田字西潟敷27番9地先		
		仁井田字西潟敷27番4地先		
21031	手形西谷地63号線	手形字西谷地129番地先		
		手形字西谷地114番1地先		
21032	手形西谷地64号線	手形字西谷地131番1地先		
		手形字西谷地129番地先		
21033	手形西谷地65号線	手形字西谷地112番1地先		
		手形字西谷地114番4地先		

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
21034	手形西谷地66号線	手形字西谷地117番2地先		
		手形字西谷地117番1地先		
21035	手形西谷地67号線	手形字西谷地50番1地先		
		手形字西谷地18番3地先		
21036	手形十七流35号線	手形字十七流210番地先		
		手形字十七流171番2地先		
21037	手形十七流36号線	手形字十七流85番3地先		
		手形字十七流90番2地先		
21038	手形十七流37号線	手形字十七流210番地先		
		手形字十七流86番2地先		
21039	手形十七流38号線	手形字十七流165番1地先		
		手形字十七流88番3地先		
51067	茨島四丁目20号線	茨島四丁目404番9地先		
		茨島四丁目403番3地先		
51068	茨島四丁目21号線	茨島四丁目159番6地先		
		茨島四丁目159番9地先		
51069	茨島四丁目22号線	茨島四丁目127番2地先		
		茨島四丁目78番12地先		

2 縦覧期間

令和5年12月22日から令和6年1月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和5年12月29日から令和6年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで